個人事業者は日々の取引を記帳する義務があります。正しい記帳で正しい申告をしましょう。

保土ケ谷青申会報

一般社団法人
保土ケ谷青色申告会
〒240-0044
保土ケ谷区仏向町154-2
ゴトービル2F
TEL 045-442-7201
FAX 045-442-7251
発行人 小川　潔
編　集 事業厚生委員会

令和７年度　納税表彰

菊薫る１１月１３日（木）保土ケ谷税務署主催、各関係民間団体協賛による納税表彰式が挙行され、永年のご功績・ご活躍により当会からも次の方々が受章されました。おめでとうございます。

保土ケ谷税務署長　表彰

理事　漆原　仁　（旭区）

理事・女性部 部会長　石原　時江（瀬谷区）

保土ケ谷税務署長　感謝状

理事・青年部 部会長　内田　樹　（旭区）

支部長　清水　明美（瀬谷区）

副支部長　小磯　守　（旭区）

～ 秋 の 受 章 ～

上記のほか各機関より表彰されました。おめでとうございます。

保土ケ谷区長表彰　理事　小塚　惠子（保土ケ谷区）

年頭のあいさつ

会長
小川　潔

新年明けましておめでとうございます。

令和八年の年頭に当たり、会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年度も役員、並びに会員の皆様には会活動に対し、ご協力、ご支援を賜りました事、厚くお礼申し上げます。

また、保土ケ谷税務署、東京地方税理士会保土ケ谷支部の皆様には申告期、並びに平素の会活動に対し、多大なご指導、ご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年は様々な行事をカットしたり、会合を縮小して財政再建に努めた上で、会費の値上げをお願いし、認めていただき、財政を立て直す事が出来ました。会員の皆様にはご負担をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

これからはもう一つの課題である役員をやってくれる人材を探す事、我々と申告会の運営を一緒にやってみようと思われる人が皆様方の中から一人でも出ていただけるなら大歓迎です。是非お声がけください。

これから申告会を続けていく為に必要な人材確保、これがこれからの申告会の最大の課題だと思っています。

結びにあたり、会員の皆様にとりまして、新しい年が輝かしい飛躍の年になりますように、また、皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

保土ケ谷税務署長
多田　英里

新年明けましておめでとうございます。

令和八年の年頭に当たり、一般社団法人保土ケ谷青色申告会の皆様方に、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、貴会におかれましては、青色コーナーの運営への御協力、記帳指導や各種指導会等を通じて青色申告制度の普及・育成と申告納税制度の健全な発展に御尽力いただきました。

改めまして敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、まもなく令和七年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年は、横浜中税務署及び鶴見税務署との三署合同で日石横浜ホールに申告書作成会場を開設しますので、青色コーナーの円滑な運営、青色申告の一層の普及、記帳水準の向上に、御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

税務署では、納税者の皆様の利便性の向上と税務行政の効率化を目的として、確定申告においては、マイナンバーカードを利用したスマートフォンなどによる自宅等からのｅ-Ｔａｘによる申告及びキャッシュレス納付の利用を推進しておりますので、会員の皆様方におかれましても、是非、自宅等からの申告及び納税の普及促進にご理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、貴会にとりまして、新しい年が輝かしい飛躍の年になりますよう、また、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

ブルーリターンＡ　ご利用の方へ　バージョンアップをしてください！

令和７年分の申告にはBRA2026へのバージョンアップが必要です。令和７年分の入力が終わっていなくても必ずBRA2026へバージョンアップを行ってください。データは自動的にブルーリターンA2026へ移行します。バージョンアップ後、続けて入力ができますのでお早目にお願いします。

インターネットからダウンロードの方	１月上旬にお知らせが画面に表示され、ソフトを起動すると自動で更新されます。
インターネット未接続の方（ＣＤでバージョンアップ）	ＣＤが１月下旬に送付されるのでインストールしてください。

令和８年の営業開始は１月５日（月）から。確定申告書の提出も受付します。年末調整は１月20日（火）まで。

確定申告などの指導は全て予約制です

【日程表】

【年末調整】 期限：1月20日（火）迄	予約開始日
1月　5日（月）～ 1月20日（火）	現在受付中

【所得税】 期限：3月16日（月）迄	予約開始日
1月21日（水）～ 2月27日（金）	現在受付中
2月15日（日）・ 2月22日（日）	
3月　2日（月）～ 3月16日（月）	2月　2日（月）

【消費税】 期限：3月31日（火）迄	予約開始日
3月17日（火）～ 3月31日（火）	現在受付中

・1月２１日（水）以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。
・1度で申告が終了するように５ページに記載されている持ち物を確認の上、ご持参ください。
・1月5日（月）から申告書の提出が出来ますので、1月・２月中の早い時期のご予約、ご来所をお願いします。
・3月16日（月）までは、消費税申告のみの予約はできません。消費税の申告は3月17日（火）以降にお願いします。

予約日時	令和８年　月　日（　）　午前・午後　　時 開始１０分前までにお越しください
●オンライン予約　ホームページから→　LINEから→	●電話予約 045-442-7201 午前9時～午後5時（土日祝日除く）

予約に関する事項	・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前予約をお願いします。 ・５０分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができます。 ・会員1名につき1日1回５０分の完全予約になります。1度に複数日・複数回の予約は出来ません。 ・会員が複数名の場合、事業主名で会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。 ・ネットの予約受付は、前日の午後3時まで。予約受付終了後の予約や予約の変更、キャンセルは電話のみ受付ます。 ・予約枠に空きがある場合のみ当日予約を受付ます。お電話でお問い合わせください。 ・予約は先着順となり、状況により希望の日時に予約が取れないこともあります。特に年金の源泉徴収票が届く1月末～２月中旬や申告期限が近づく3月は予約が集中します。早期のご予約、ご来所をお願い致します。
確認事項	・事務所は午前８時４５分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。 ・予約時間の１５分前から入室できます。入室時に受付で会員証入りクリアファイルをご提示ください。 ・予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とします。遅れる場合は必ずご連絡ください。 ・遅刻や忘れ物にご注意ください！遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。 ・諸事情により予定時間通りに開始できない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。時間に余裕をもってご来所ください。 ・土地・建物の譲渡（分離譲渡所得）については事前に税務署でご相談ください。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しなどについて

下記の改正は令和７年１２月１日に施行され、所得税が令和７年分から、個人住民税が令和７年の収入で課税される令和８年度分から、それぞれ適用されます。

①. 基礎控除の見直し（個人住民税は改正されません）

合計所得金額 2,350 万円以下の居住者は、所得税の基礎控除額が引き上げられました。

合計所得金額	所得税の基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和７・８年分	令和９年分以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	
132 万円超　336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超　489 万円以下		68 万円	
489 万円超　655 万円以下		63 万円	
655 万円超　2,350 万円以下		58 万円	

※1 合計所得金額が 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。
※2 個人住民税の基礎控除額の見直しはありません。従来と同じ最高 43 万円です。

②. 給与所得控除の見直し（個人住民税も同様に改正されます）

給与等の収入金額が 190 万円以下の方は、給与所得控除額が引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5 千円以下	55 万円	65 万円
162 万 5 千円超　180 万円以下	収入金額×40%－10 万円	
180 万円超　190 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円	

※1 給与等の収入金額が 190 万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。
※2 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

③. 扶養親族等の所得要件の改正（個人住民税も同様に改正されます）

基礎控除額の引き上げにより、次のとおり扶養親族等の所得要件が見直されました。

扶養親族等の区分	所得要件（合計所得金額など）	
	改正前	改正後
扶養親族	48 万円以下	58 万円以下
同一生計配偶者		
ひとり親の生計を一にする子（注）		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下	58 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下	85 万円以下

（注）ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額になります。

④. 特定親族特別控除の創設（個人住民税も改正されます）

大学生世代の子ども等を持つ親の税負担を軽減し、アルバイトをする子ども等の就労調整問題に対応するために、特定親族特別控除が創設されました。
※特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円超 123万円以下の人をいいます。　合計所得金額が58万円以下の場合は、特定扶養親族として扶養控除63万円が適用されます。

※令和７年分の源泉徴収への適用について

令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。
令和7年12月に行う年末調整で改正後の控除を反映し、年間の税額を再計算して精算する。

詳細は国税庁ホームページにおける「特設サイト」をご覧ください。
ＵＲＬ：https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm

税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

書類が揃っていないと申告が完了しません。持ち物確認にチェックを入れ、忘れ物の無いようにご来所ください。

会員1名につき確定申告書の提出も1名分です。

会員以外のご家族・知人等の指導及び申告書の提出をご希望の場合は入会手続きをお願いします。

※会計ソフトBRAの決算書・申告書を申告会で印刷する場合は、決算書・申告書 印刷代各300円かかります。その他コピー1枚50円です。

※　持ち物！　令和7年分のものであること等を確認してください　※

全員持参	□R5・R6年分申告書・決算書の控	消費税がある方は消費税の申告書の控、白色申告の方は収支内訳書の控
	□R7年申告書・決算書用紙	用紙がない方は申告会にもあります
	□会員証と会員証の入ったクリアファイル	必ず会員証をご持参の上、受付でご提示ください
	□税務署からの確定申告のお知らせ葉書又は納付書同封お知らせ通知書	届かない方は所得税の予定納税、消費税の中間申告の税額が分かるものを持参
	□マイナンバーカードの両面コピー	マイナンバーカードがない方は通知カードと運転免許証、健康保険の被保険者証などのコピー ※配偶者や扶養親族（16歳未満も含む）、専従者もマイナンバーの記載が必要ですがコピーは不要です
決算関係	□通帳・売掛やカードの利用請求書　等	帳簿残高と通帳や売掛金・未払金の請求書等の金額が合っているか要確認！
	□集計表又は試算表	月間、年間合計は必ず記入して下さい
	□帳簿類（現金出納帳・経費帳 不動産帳簿 等）	会計ソフト ブルーリターンＡの方は１２月末まで入力済のデータ ※ブルーリターンＡ以外の会計ソフトの方はパソコン又は印刷した元帳 （事務局のパソコンとWi-Fiなどのネット環境はご利用できません）
	□国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書（控）又は国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書（優良）（控）	会計ソフト利用者で青色申告特別控除65万円対象者のみ （e－Taxを除く）
	□確定申告事項指導チェック票	青色申告会の指導会で渡されたもの
収入関係	□源泉徴収票（公的年金など含む）支払調書	1月末頃、給与・報酬支払い元の会社、公的年金は日本年金機構等よりそれぞれ送付されます
	□特定口座年間取引報告書、配当等の支払通知書	特定口座にされてない方は取引の内訳が分かるもの 特定口座で源泉ありの方は**申告するかしないかご自身で決定し、必要な書類をご用意ください** それ以外の口座の方は申告時に**配当金額、源泉徴収税額、住民税額を集計し、合計金額を計算してきてください**
	□個人年金や満期保険金のお知らせ	個人年金の生命保険会社等からのお知らせ、満期保険金の収入金額、必要経費が分かるもの
控除関係	□控除証明書（10月頃、支払先から送付）	生命保険料・個人年金保険料・地震保険料（長期損害保険料） ・小規模企業共済・国民年金・国民年金基金　等
	□年間納付額のお知らせ又は領収書　等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・労働保険　等 ※分からない場合はお住まいの区役所等へお問い合わせ下さい
	□医療費控除の明細書	医療費等の領収証は提出不要（5年間自宅保存）
	□寄附金受領証明書	ふるさと納税・ユニセフ・赤十字　等。**寄付金控除にするか、税額控除にするかはご自身で決定し、必要な書類をご用意ください**
	□住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（10月頃、金融機関から送付）	初年度の方は家屋及び土地の登記簿（原本）、 売買契約書又は請負工事契約書のコピーも必要です
	□配偶者・扶養親族の源泉徴収票	源泉徴収票がない場合は配偶者・扶養親族の所得確認ができる書類
	□その他	控除に必要な領収書・受領書・証明書・明細書

1/21（水）～3/13（金）の電話によるお問合わせは午後５時から６時の間にお願いします。
※受付時間内は来所の方が優先です。
路上駐車禁止。ビル前や脇も駐車禁止。自転車やバイクを停める場所はありません。
近隣のコインパーキングをご利用ください。
ブルーリターンＡと会計ソフトの指導や入力の確認は１月末までにお願いします。２月以降はお受けできません。
通常の操作方法や記帳指導は4月以降になります。

ブルーリターンＡのシステムトラブルの連絡先：㈱ゼンアオイロ　TEL03-3294-2306　（平日のみ営業・時間9時～12時・１３時～１７時）

＊会活動（委員会）へ参加のお願い＊

現在、保土ケ谷青色申告会には４つの委員会（総務委員会・財務委員会・税制指導委員会・事業厚生委員会）があり、各委員会の委員に会員の方々が携わり活動を行ってきました。

しかしながら、現在委員のなり手が不足し会運営も非常に困難な状況にあります。

保土ケ谷青色申告会を存続させこれまでのような会活動が行えるよう、会員の皆様の中でご協力いただける方を募集しております。なお、会活動への参加に対し報酬は発生しません。

委員会などの会活動にご協力いただける方は 担当：藤田 までご連絡いただければ幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

女性部・青年部合同行事
横浜動物園ズーラシア バックヤードツアー
9月30日（火） 伊藤 留美

ズーラシアのバックヤードツアー見学はゾウのご飯のお世話や、寝る場所に草が敷いてあり快適に過ごせる様な工夫が色々されていました。とてもきれいに保たれていてにおいも気になりませんでした。ゾウの健康は耳の裏から採血して管理をしているそうです。体に比べると皮膚が薄いというお話でした。普段見ることができない飼育員さんしか知らない場所を見学することができて家族で楽しむことができました。お世話になりました。

旭 女性部 研修旅行
故 佐藤 葵 様（令和7年11月3日ご逝去）

今年は殊の外暑い日が続き旭女性部の恒例の日帰り研修旅行の天候が気になりながら9月10日当日を迎えた。目的地の山梨へ二俣川8時出発。車窓より入道雲が美しい。会長、女性部副部会長の挨拶の後、事務局の税の見直し○×クイズで脳を活性。勝沼でのワイン試飲、マスカット食べ放題と信玄餅詰め放題を楽しみ笛吹で名物ほうとうの昼食。ハーブ園で香りに癒され帰路は海老名で休憩し道路の混雑もなく無事出発地へ到着。皆様お疲れ様でした。

令和８年度　給与支払報告書の提出について

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書の作成・提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和８年２月２日**までに提出してください（**早期提出にご協力をお願いいたします**）。
- 給与支払報告書の**カナ氏名、住所、生年月日、マイナンバー**は必ず記載してください。
- なるべく**電子申告(eLTAX)にて給与支払報告書を提出**してください。**eLTAXにて提出される場合、**
  提出先市区町村コードは、各区のコードではなく、**横浜市のコード「１４１００３」**を使用してください。
- 横浜市では総括表の「納入書の送付」欄の記載内容にかかわらず、これまでの納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。

eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額決定（変更）通知書を電子データで受取ることができます。上記に記載した以外の注意点も含め、詳細は、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」をご確認ください。

国税庁　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引　検索

横浜市　給与支払報告書　検索

【提出先・問い合わせ先】
横浜市特別徴収センター（財政局法人課税課）
〒231-8314　横浜市中区山下町２番地　産業貿易センタービル５階　電話 ０４５（６７１）４４７１
受付時間：８時４５分～１７時１５分（土・日・祝日・年末年始を除く）

横浜市　特別徴収　検索

ｅLTAXを使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。
納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM
横浜市の対象税目：個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税
※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

エルタックス　検索

お知らせください！
転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きができます。
指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時　業務終了　午後5時　※土・日・祝日は休み

会員増強にご協力を！開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈！

保土ケ谷税務署からのお知らせ

○　令和7年分の確定申告書の申告期限、納期限等は次のとおりです。

税　目	申告期限　及び　納期限	振替納税の振替日
所得税及び復興特別所得税	令和８年３月１６日(月)	令和８年４月２３日(木)
贈与税	令和８年３月１６日(月)	
消費税及び地方消費税	令和８年３月３１日(火)	令和８年４月３０日(木)

○　消費税及び地方消費税の確定申告を忘れずに!

次のいずれかに該当する個人事業者は令和７年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。

①　令和５年分の課税売上高が１,０００万円を超える方。

②　特定期間（令和６年１月1日から同年６月３０日までの期間）の課税売上高が１,０００万円を超える方は、令和７年分の消費税の課税事業者に該当します。なお、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。

③　消費税の課税事業者となることを選択した方（消費税課税事業者選択届出書を提出した方）。
（注）令和元年１０月1日以降、軽減税率対象品目の課税売上や課税仕入のある課税事業者の場合、税率（８％・１０％）ごとに区分して消費税の税額計算が必要になります。
（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

④　インボイス発行事業者の登録を受けている方

○　マイナンバーカードを取得して自宅等からe-Tax!

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

確定申告以外にも、公的な身分証明書や健康保険証としても使えます。

スマホによる申請はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法は？

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード　取得方法　検索

～源泉所得税の納付には便利な自動ダイレクト納付をご利用ください～

東京国税局は、源泉所得税のキャッシュレス納付の利用拡大に向けて、様々な施策に取り組んでおります。その一環として、令和７年３月にはｅ－Ｔａｘホームページ内に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設いたしましたので利便性をご体験ください。
（右下のQRコードからご利用ください）

デモ画面を操作していただくことで、実際の様子がイメージしていただけます。

また、納付手続の「自動ダイレクト」（自動引落し）は、e-Taxによる徴収高計算書（源泉所得税）の提出と同時に納付手続まで完了する便利な手続となっておりますので是非ご利用ください。

源泉所得税の納付手続

源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー

【問合せ先】保土ケ谷税務署　☎045(331)-1281(代表)　保土ケ谷区帷子町2-64

令和8年4月より会費の金額が改定されます！（再掲）

秋号においても掲載をさせていただきましたが、第２８回定時総会におきまして会費の改定について、審議・承認されました。

コロナ禍による会員減少と近年の急激な物価高騰、最低賃金の引き上げ等により１６年ぶりとなりますが、**令和８年４月から正会員は年額２８,０００円、準会員は年額６,０００円**へ会費を改定させていただきます。

厳しい経営環境の中、ご負担をお掛けすることとなりますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月3日（水）に下記改定後の年会費（4月～翌年3月）が口座振替となります！

○引落口座を変更したい方は3月31日までに事務局へご連絡をお願いします。

○退会をご希望の方は3月31日までに必ず当会所定の『退会届』をご提出ください。

（当会の『退会届』は税務署に提出する廃業届及び青色申告取りやめ届とは別の書類です。税務署に廃業届等を提出しても青色申告会を退会したことにはなりません。）

※退会届の提出が遅れると令和8年度分の会費が引落となりお引落の会費はご返金できません。

会費改定額（令和8年4月より）

会員種別	改定後（年額）	改定前（年額）
（事業・不動産・農業所得）正会員	28，000円	20，000円
（年金・給与の方）準会員	6，000円	3，000円

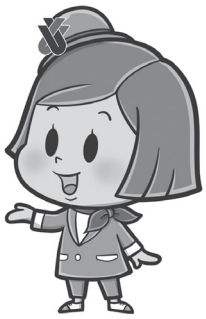

注）会報誌の郵送を希望される会員は郵送料1,000円追加されます。
郵送料には消費税10％が課税されています。

青色申告会のホームページ、LINEアカウント あります！

ホームページやLINEでは、指導会開催や税制改正等、会報や指導会の情報が届きます。是非、登録をお願いします。LINEの登録方法が不明な方は事務局へご連絡ください。

LINEID: @308ulhwl

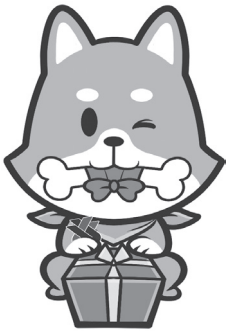

保土ケ谷青色申告会ホームページ

青色申告会を退会される場合は退会届の提出が必要です。３月31日（火）までに提出がない場合は令和８年度分の会費が発生します。